

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号、所得税更正処分の一部取消請求上告事件  
国側当事者・国  
平成20年5月30日棄却・確定

### 決 定 事 項

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の  
場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主  
張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しないとされた事例

### 決 定 要 旨

省略

(第一審・千葉地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成18年9月19日判決、本資料256  
号-246・順号10506)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成18年12月27日判決、本資料2  
56号-348・順号10608)

決	定
上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人	上野 秀樹

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

#### 第2 理由

**【決定】** 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又  
は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤  
認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当  
しない。

平成20年5月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 今井 功

裁判官 津野 修

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀